

議 長 日程第7「認定第4号平成29年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、266ページをお開きください。平成29年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。

概況1、(1)総括事項ですが、本文を朗読させていただきます。総括事項、本町の上下水道事業は給水人口9,280人の住民に対し、良質な水を安心して御利用いただくために、設備管理や改修を行いました。本年度の水道事業経営につきましては、営業収益は前年度比0.1%増ですが、給水収益は0.2%減になり、前年度に引き続き減収となっております。

営業外収益につきましては、加入者負担金が前年比292万円減額したことなどにより、営業外収益は前年度比11.6%減になり、水道事業収益全体では前年度比2.6%の減額で、1億3,622万6,094円となりました。水道事業費用はコストの縮減、合理化を継続しておりますが、前年度比3.6%増の1億929万7,415円となり、当年度営業利益2,041万9,032円を計上するに至りました。資本的支出は県道72号配水管布設替え工事、中河原水源電気設備改修工事などのほか、宮下水源送水ポンプ緊急改修工事を実施した結果、支出総額は前年度比23.5%減の8,510万853円となりました。資本的収入額は資本的支出額に不足する4,150万853円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額480万5,119円、過年度分損益勘定留保資金3,669万5,734円で補填をいたしました。

次に、下段以降の表です。この表は収益費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに右側のページ、事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものです。詳細につきましては、収益費用明細書で説明いたします。

次のページをお願いいたします。上段2の議会議決事項では、平成28年度の利益金の処分及び決算の認定や、平成29年度補正予算など平成29年度中の議決事項であります。

3、職員に関する事項は在職者3名分の職名内訳です。

次のページをお願いいたします。平成29年度松田町上水道事業収益費用明細書の収入です。款1水道事業収益は1億2,739万6,146円、項1営業収益は

9,784万815円、目1 給水収益施設水道使用料は9,144万1,700円、内訳につきましては備考欄のとおりでございます。

目3 その他の収益は639万9,115円でございます。節、手数料としまして59万9,300円、主なものとしまして給水装置の中止・開始の手数料や給水工事の審査・検査手数料などの収入でございます。節、他会計負担金は579万9,815円で、内訳は下水道事業会計からの下水道使用料徴収事務負担金481万4,815円と、一般会計からの消火栓維持管理負担金98万5,000円それぞれ収入されております。

続きまして、項2 営業外収益は2,955万5,331円でございます。主な収益としまして、目2 雑収益、節その他の雑収益で、寄簡易水道事業特別会計より水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理に伴う人件費として繰入金129万2,000円と加入負担金59件分、1,392万円が収入されております。長期前受金戻入1,416万2,527円は会計処理上の収益であり、外部からの現金収入がないものでございます。

次のページをお開きください。続きまして支出でございます。款1 水道事業費用としまして1億697万7,744円で支出してございます。項1 営業費用、目1 原水浄水配水費及び給水費では、水道施設関係の経常経費としまして2,475万1,413円を支出しております。主な支出としまして、節の下段になります、委託料で497万7,390円の支出でございます。主なものとしましては、委託の備考欄を御高覧ください。この中の主なものとしまして、検針業務委託料につきましては、3名で2万5,588件の検針を行っているところでございます。1段飛びまして、量水器交換委託料につきましては、計量法により8年と定められている使用期限を迎えた量水器424器について交換をしております。

次のページをお願いいたします。修繕費でございます。126万2,525円の支出でございます。構築物等修繕料で、中河原水源第2号取水ポンプのですね、修繕を執行しております。

動力費でございます。1,736万3,237円の支出でございました。宮下水源ほか5カ所のポンプ場の動力費を支出しております。

目3 総係費です。2,388万4,359円の支出で、ここでは職員3名分の人件費や事務事業費が主な支出でございます。

次のページをお願いいたします。中段、減価償却費5,424万276円でございます。有形固定資産減価償却費では建物、構築物、機械、装置などの減価償却費を、無形固定資産減価償却費では庁舎の利用権の減価償却費を計上しております。資産減耗費、固定資産減耗費95万2,381円です。今年度交換した量水器424器分でございます。

続いて、営業外費用でございます。309万8,926円でございます。企業債利息としまして、平成4年度から上水道事業企業債18件分のリースの支出でございます。

次のページをお願いいたします。平成29年度松田町上水道事業資本的収支明細書でございます。収入でございますが、資本的収入は4,360万円でございます。これは下水道事業の事業債でございます。

次に、支出でございます。款1資本的支出は8,029万5,734円です。項1建設改良費は6,963万6,787円、目1建設改良費では6,899万5,587円の支出です。主なものとして、節の給料が363万8,400円でございます。技術系職員の人件費でございます。2段下の委託料680万円でございます。宮下水源電気設備改修工事、工事实施設計業務委託600万は、平成30年度施工のための設計図面等の作成を行いました。昭和58年以来使用している施設の更新のため、昨年引き続き中河原水源電気設備改修工事实施設計業務委託を80万支出してございます。

278ページ、工事請負費では、県道72号松田国府津線の老朽管の布設替え工事、中河原水源電気設備改修工事のほか、6件の合計5,252万1,371円を執行しております。

1枚おめくりください。企業債償還金1,065万8,947円です。目1企業債償還金、節、元金償還金で、平成4年度からの起債18件分の元金償還金です。

それでは、258ページにお戻りください。258ページ、キャッシュ・フロー計算書でございます。この諸表は平成29年度の期首と期末の増減がどのくらい企業活動に由来するかを示すものでございます。下から2段目の資金期首残高は4億1,084万1,183円、その下の6、資金期末残高は4億776万7,655円となり、平成29年度中に増減した現金マイナス307万3,518円は、4の資金増減額に記載

しているところでございます。

続きまして、隣のページの平成29年度松田町上水道事業損益計算書でございます。1、営業収益9,784万815円、2、営業費用1億3,087万7,558円でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益はマイナス603万6,743円となります。

続きまして、営業外収益2,955万5,331円、営業外費用309万9,556円です。3の営業外収益から4の営業外費用の差は2,645万5,775円でございます。したがって、当年度の経常利益は営業利益のマイナス603万6,743円から2,645万5,775円を差し引いた2,041万9,032円となります。これを前年度繰越利益剰余金8,697万1,799円と、その他未処分利益剰余金変動額マイナス1,416万2,517円を足した額9,255万4,304円が当年度未処分利益剰余金となります。

次のページをお開きください。上段の表は、平成28年度議会でお認めいただいた平成28年度剰余金処分の計算書でございます。下段の表をごらんください。平成29年度松田町上水道事業剰余金計算書（案）でございます。表の上段にですね、それぞれ資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末の残高を記載しております。中段です。今回お願いした議決による処分額といたしまして、当年度につきましては、未処分利益剰余金より減債基金に当年度純利益の20分の1相当額の31万3,000円を積み立てさせていただきたく、また、建設改良基金に736万9,362円を、さらに未処分利益に含まれる現金のない金額1,416万2,527円を組入資本金に組み入れることにより処分後の残高、繰越利益剰余金を7,070万9,415円とさせていただきたく御提案いたします。

なお、262ページに貸借対照表、282ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書、建設工事の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
8 番 小 澤 この水道事業会計について、私も非常に不勉強で、ここで初めてちょっと勉強してみようかなと思って調べたんですけども。民間企業の複式簿記と大体同じかなと思っていましたら、見ていくと大分違うんですね。まず一つ確認した

いのが、254ページですね、事業決算報告書、ここに載っているものは税込み価格で表示されているんですけども、この最後にある特会の決算資料のこれ450ページですか。上水道事業会計の収支が書いてあるんですけども、こちらは税抜きで載っているんですよ。まず、この辺、何で税込みと税抜きと別々にこれがあるのか。まず、その辺からちょっとお願いします。

環境上下水道課長 当然私どもが水道会計を行うに当たって、収入及び支出についてもですね、当然消費税込みの金額で活動しております。ただ、収益計算書を作成するに当たってはですね、税抜きで計算するというふうなことが地方公営企業法に定まっておりますので。あと、議員御指摘のとおり、ページによってですね、消費税込み、消費税抜きの金額がそれぞれ記載されていて、複雑な形にはなっているとところではあるんですが、これも公営企業法に基づく様式に沿った形ですね、決算書をつくっておりますので、やむなくこういう形になっているというふうに御理解いただければと思います。以上です。

8 番 小 澤 多分公営企業の制度上、そういうような指示がですね、出ているんだろうと思いますけども。ただ、この決算資料を見る限り、非常にややこしくて、わかりにくい。特に長期前受金の戻入額がというような名前で載ってまして、最初は何のことかわからなかったんですけども、どうも国や県からもらった補助金だとか、一般会計の繰入金が該当しているような感じを受けています。余り細かいことは聞きませんが、この長年のここ10年間のちょっと実績を調べていった中でね、企業債というものが平成26年度まではずっと借りることなくうまくやってきたのが、27年、28年、29年と企業債を発行している。これは特に28、29年度でかなり事業が金額が大きいものがありますので、そういった修繕改良関係に特別に28、29年で使ったということなのか、それとも施設の老朽化に伴ってこういった経費がこれからはずっと続いていくとみなされているのか。その辺の見解をお願いします。

環境上下水道課長 お答えさせていただきます。資本的収入につきましては、いわゆる企業債か、あるいは内部留保資金を使うか、どちらか2つしかないところがございます。議員お見込みのとおりですね、28、29年度につきましては、中河原水源の水源設備の改修工事がかなり大規模な工事ございましたので、企業債を借り入れ

たというところでございます。

企業債の今後の考え方でございますが、内部留保資金でやるのか、あるいは引き続き企業債を借りるかというふうなところにつきましては、水道事業につきましては、町の水道ビジョンに基づいてですね、施設の更新を計画的にやっていくというふうな考え方に立っているところでございます。ただ、内部留保資金もですね、昨今の災害等の対応に対応するためには、急遽支出するような状況も今後あるやにも思われますし、建設改良につきましては将来的な資金の積み立てというふうな性格の部分もございますので、この辺、今後の企業債の活用についてはですね、その辺の経営上ですね、課題を少し整理した上でですね、今後どういうふうな活動をしていくかというのをですね、検討した上で考えていきたいというふうに思っております。以上です。

8 番 小 澤 今の説明わかりましたけども、平成30年度の予算のほうも、幾らですか、1,560万の企業債発行というような形になっているんですけども、これはさっき言った施設の老朽化や何かで、これからもこういったものが続いていくというような考えでしょうか。

環境上下水道課長 30年度の企業債充当事業につきましては、宮下水源の警報、警報装置について充当させてございます。これはある意味ですね、やはり定数等ですね、情報をきちんと、やっぱり伝達等まだしていただくためにですね、やっぱり必然的に、やっぱり行わなければいけない工事というふうに考えまして、去年と引き続き企業債の活用に至ったわけでございます。以上です。

8 番 小 澤 わかりました。それともう1点、さっき内部留保金の話出ていましたけれども、ページで260ページで、上水道事業の剰余金計算書。ここもですね、私も不勉強でしたけれども、資本金というものが組入資本金、民間企業ではまずちょっと聞いたことがないんですけども、組入資本金ということで、要するに利益をですね、この中へ適宜に入れてもいいですよ。また、これを取り崩しもできるような、そういう、これ資本金なんですね。ちょっとびっくりしました。この利益の剰余金なんですけれども、今言った組入資本金が7億4,500万あって、それから未処分利益だとか建設改良の積み立て、あるいは減債積み立て等々あわせてですね、利益剰余金が2億5,000万、あわせて資本合計というこ

とで10億。この10億はほとんど、まあ言ってみれば内部留保金のような形。一朝大災害があったときには、取り崩せるようなものであろうと、私はそう思ったんですけれどね。間違ってたらちょっと言ってください。そうなってくると、何もその企業債を借りなくてもやっていけるんじゃないか。そこを、先ほど課長のほうからですね、その辺は思案のしどころだというようなこともありましたけれども、これだけ内部留保がある中で、しかもそれぞれ建設改良積立金というようなものも1億5,000万か積み立てている。こういったもので、そういった借金をしなくてもやっていけるんじゃないかなと素人目には思うんですけれども。ただ、この辺のその、内部留保金等々がですね、やはりよその近隣町あたりと、この松田は多いのか少ないのか。その辺も含めてちょっと説明をお願いします。

環境上下水道課長 先ほど小澤議員の説明の中で、資本金が15億ほどあるということは、かなり潤沢なですね、経営状況になるのではないかというふうなお話がありましたが、262ページ、263ページのですね、貸借対照表を見ていただくとおわかりになるとおりですね、資産としては15億ほどあるんですが、資産はですね、負債と資本を足したものでございますので、これ見ていただくと、負債も5億3,000万円ほどあるというふうなことで。なおかつですね、資本イコール全部現金じゃございませんので、当然土地の、いわゆる減価償却の未済分ですとかというの、当然含まれているところでございます。

じゃあ実際のところ、じゃあどうなのよというふうなところだと、内部留保資金では、内部留保資金でですね、先ほど申したとおり資本的な収入にいたしますので、それがじゃあ一体どういう状況になってるかというところですね、確かに258ページのキャッシュ・フローを見ていただくとですね、4億強のですね、お金は確かにございます。ただ、これについては当然ひもがついてるものがございます。例えば未収金ですとか、いわゆる減債の積立金ですとか、いわゆる現金化はされてるんですが、もう使途が決まってるというふうなものをもろもろ差し引いていきますと、これほどの金額はないと。ちょっと今、手元にはございませんけど、せいぜい1億から2億の間ぐらいの金額が、実際の自由に使えるお金ではないかなというふうに推察もされますので、決してですね、

潤沢に…決して赤字には、当年度、30年度は赤字にはなっていないことは確かなんですが、内部留保を含めてですね、潤沢な経営をしてるかということですね、必ずしもそうではないと言えるのではないかと、担当課長としては考えるところでございます。以上です。

8 番 小 澤 これ、同規模のよその自治体に比べてどうなんですか。多いんですか、少ないんですか。

環境上下水道課長 ただいま手元に他市とのちょっと比較のものがございませんので、また改めてですね、ちょっと資料を御用意させていただければと思います。以上です。

8 番 小 澤 私もこの水道事業、初めて細かく見ていこうということで、まだ半分以上わかかっていませんけれどもね、ただ、かなり使えるお金があるのかなという感じはします。やっぱり水道事業ですから、何かあって断水、とまっちゃったよということ、施設が壊れたよということは何としてもこれ避けなければいけないので、それなりのものは蓄えておく必要性はあろうかと思えますけれども、その辺のね、どこまでためたら、あるいは内部留保金を積んだら、まあこの町の規模としては適正なのかというところが、私にはよくわからないんですけども、その辺は課長の意見はどうでしょうか。

環境上下水道課長 一般的な企業であれば、その収益における内部留保の割合ですとかということで、経営指標を判断するということがよくやられてるようでございます。ただ、公営事業というような性格をちょっと鑑みますと、やっぱりある程度、やっぱり受益者からの御利用料金は制限されてる中でですね、なおかつやっぱり、いわゆるインフラ、インフラを運営してますので、インフラ改修にかかるお金は、やっぱり莫大であるというようなところでございます。ですので、幾らこう、積んだか、あればですね、潤沢になるのかどうかというのは、その見きわめというのはですね、正直難しいなというふうに思います。ただ、いろいろと総務省あたりで公営企業における経営指標みたいなのが出てますので、その辺また今後参考にさせていただければなというふうに考えているところでございます。以上です。

8 番 小 澤 水道事業に関しては質問を終わりますけれども、私もあと1年かけてもうちょっと、次の、次のときにはもうちょっと詳しい質問ができるように勉強して

きますので、よろしく申し上げます。

議

長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

認定第4号平成29年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議決と決算の認定について、採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。